

## 1 4 ふれあいの場

みんなが一堂に会し、交流を通じて理解しあえる“ふれあい”の場があります。  
また、各社会福祉施設においても独自に催し物を開催しているところがあります。

### 1 すこやか農園

春に種まきをし、秋に収穫祭を開催し試食会等を行います。 畑作業で汗を流す中からみんなの連体感が生まれ、楽しい1日となります。	
1. 開催日 (毎年1回開催)	毎年1回開催 ・開園式(種まき) 毎年5月中旬 ・生育調査(2回) 毎年6・7月中旬 ・収穫祭(収穫・試食会) 毎年9月初旬～中旬
2. 農園の場所	帯広農業高等学校(稲田町西1線9番地)
3. 参加者	心身障害者(児)とその家族
4. 主催	(福) 帯広市社会福祉協議会 公園東町3丁目9-1 ～ 帯広市グリーンプラザ内 ☎21-2414

### 2 障害児(者)余暇活動支援事業

障害のある人が生きがいや自信を創出し、余暇を楽しみ地域社会へ出るきっかけや交流を図ることを目的に、ものづくりや自然体験、スキー教室などの講座を実施しています。	
1. 開催回数	毎年5回の講座を開催
2. 開催場所	帯広市グリーンプラザ他(開催内容により異なります。)
3. 開催内容	アウトドア体験、料理教室、スキー教室、創作活動など
4. 参加者	市内在住の障害児(者)、及び小中学校特別支援学級在籍の児童生徒
5. 主催	(福) 帯広市社会福祉協議会 公園東町3丁目9-1 ～ 帯広市グリーンプラザ内 ☎21-2414

### 3 特別支援学級合同学習発表会

市内の小学校の知的障害児学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級の子ども達が一堂に会して、日常の学習の成果を発表しています。	
1. 開催期日	毎年10月下旬頃
2. 開催場所(予定)	帯広市グリーンプラザ(公園東町3丁目9番地1)
3. 開催内容	ステージ発表(劇、器楽、リズム、歌など)
4. 参加学校	市内の小学校の特別支援学級等に在籍する児童

# 15 その他の制度

## 1 駐車禁止除外指定車標章（駐車禁止場所における適用除外）

<p>標章を掲示すれば駐車禁止区域内（法定禁止区域内を除く。）でも、他の交通の妨げにならない限り駐車することができます。 申請手続きをされる前に、必ずお問い合わせください。</p>	
1. 対象者	療育手帳（A）を所持する障害者
2. 持参するもの	<p>&lt;本人が申請する場合&gt;</p> <p>① 療育手帳 （注：住所欄に記載の住所が現住所となっていない方は、申請前に住所変更をしてください。）</p> <p>② 過去に標章の交付を受けている方は、その標章</p> <p>※本人が窓口に来署して申請するのが原則ですので、本人以外の方が申請する場合は、事前に帯広警察署にお問い合わせください。</p>
3. 手続き・問合せ先	<p>帯広警察署交通第1課規制係 ～西1条北1丁目 ☎25-0110 （土・日・祝日・年末年始を除く8：45～17：30）</p>

## 2 携帯電話基本使用料等の割引

<p>療育手帳の交付を受けている方は、携帯電話基本使用料等の割引を受けることができます。</p>	
手続・問合せ先	各携帯電話会社（加入先にお問合せください。）

## 3 NTTの電話番号案内の無料措置（ふれあい案内）

<p>療育手帳の交付を受けている方は、電話番号案内が登録を行うと無料になります。</p>	
登録・問合せ先	<p>フリーダイヤル（0120-104-174） 全国共通（受付時間：平日9：00～17：00）</p>

## 4 青い鳥郵便葉書の無償配布

<p>心身障害者に関する国民の理解と認識を深めるため、郵便葉書を無償で配布しています。</p>	
1. 対象者	重度の知的障害者（療育手帳の「A」）
2. 受付期間	毎年4月上旬から5月下旬頃
3. 配布枚数	1人につき20枚
4. 申請方法	療育手帳をご持参の上、お近くの郵便局（簡易郵便局を除く）にお申し込みください。（代理でも可）

## 5 道立美術館の観覧料の免除

道立美術館の常設展示や展覧会の観覧料が免除されます。 (特別企画展の展覧会は、都度お問い合わせください。)	
1. 対象者	療育手帳の交付を受けている方、及びその引率者
2. 手続き方法	入館時に受付カウンターへ療育手帳又はスマホアプリ（ミライロID）の画面を提示してください。
3. 問合せ先	北海道立帯広美術館 ～ 緑ヶ丘2番地 ☎22-6963

## 6 道立施設・国立施設等の入場料の免除

道立施設・国立施設等においても療育手帳の提示で入場料等が免除されることがあります。	
手続方法	各施設にお問い合わせください。

## 7 市立文化・体育施設の利用料の免除

利用の際に療育手帳を提示してください。	
1. 本人の利用料	無料
2. 介護者の利用料	障害者1人につき、介護者1人無料
施設名	問合せ先
◇ よつ葉アリーナ十勝（帯広市総合体育館） ◇ 帯広の森 ・陸上競技場 ・体育館 ・アイスアリーナ ・第二アイスアリーナ ・スポーツセンター ・市民プール ・弓道場 ・アーチェリー場 ・研修センター ・明治北海道十勝オーバル(屋内スピードスケート場) ◇ 学校開放事業の水泳プール ・光南小学校屋内プール ・豊成小学校屋内プール ・啓西小学校屋内プール	(市)スポーツ課 市役所8階 ☎65-4210
◇ とかちプラザ ・トレーニングルーム ・軽運動室 ・フィットネススタジオ	とかちプラザ ☎22-7890
◇ 百年記念館 ・常設展示室	(市)百年記念館 ☎24-5352
◇ 児童会館 ・展示室・プラネタリウム	(市)児童会館 ☎24-2434
◇ 動物園	(市)動物園 ☎24-2437

※ 上記免除の適用は、個人使用の場合のみに限ります。詳しくは、各施設までお問い合わせください。

## 8 災害時要援護者登録

<p>災害時に自力で避難することが困難な障害者や高齢者の安否確認や避難誘導など、地域での見守る支援体制を整えるものです。</p>	
1. 対象者	<p>① 療育手帳を所持している方 ② その他、身体障害者手帳1・2級や精神保健福祉手帳の交付を受けている方、避難することに支障がある方も登録申請することができます。</p>
2. 手続き方法	<p>申請書に必要事項を記入のうえ、（市）危機対策課に郵送又は持参ください。 申請書は市役所のほかにもコミセン、川西・大正支所に用意しているほか、市のホームページからダウンロードできます。</p>
3. 支援者	<p>協力を得られる地域の方々 ・各地域の「個別計画作成協議会」で協議され、支援者が決まります。 ・なお、支援者の方も災害時は被災されることがありますので、できる範囲での支援となります。 ※「個別計画作成協議会」がない地域の場合は、協議会立上げ後となります。</p>
4. 申請先	<p>（市）危機対策課 ～ 市役所5階 ☎ 65-4103</p>

## 9 日常生活自立支援事業

<p>在宅で生活し、高齢や障害により日常生活の判断に不安のある方が対象です。</p>	
1. 内容	<p>「生活支援員」が訪問して、日常生活の心配ごと、困りごとの相談を受けながら、福祉サービスを利用する手続きや日常生活費の管理のお手伝いをします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉サービスの利用援助 情報提供、利用手続き援助、利用料支払い、苦情解決制度の利用援助等</li> <li>● 日常的金銭管理 年金等の請求・受領確認、医療費・公共料金の支払い、日常的な生活費の預金引出し等</li> <li>●書類等の預かり、定期預金通帳、年金証書の保管等 (保管は貸金庫を利用します)</li> </ul>
2. 費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談は無料</li> <li>・契約を結んだ上で提供するサービスは、1回（1時間程度） 1,200円 そのほか、実費（交通費等）がかかります。（生活保護受給者は無料）</li> <li>・書類の預かりで金融機関の貸金庫利用の場合：貸金庫利用料金の実費</li> </ul>
3. 問合せ先	<p>（福）帯広市社会福祉協議会 帯広市成年後見支援センター「みまもーる」 公園東町3丁目9-1 帯広市グリーンプラザ内 ☎ 20-3225</p>

## 10 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金等の管理が難しく、自分に不利益な条件であっても契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような、判断能力の不十分な方々を支援してくれる人（後見人）を付けてもらう制度です。

身近に後見人になる人がいない方に対し、帯広市社会福祉協議会が法人として後見人となり、支援が必要な人をサポートする場合があります。

### (1) 具体例

- ・ 現金、預金、証券、不動産、負債などの  
財産全般の管理
- ・ 不動産の売却や賃貸契約解約
- ・ 遺産分割協議における本人代理
- ・ 施設への入退所契約、入院契約
- ・ 消費者被害の取消し

### (2) 制度の種類

#### ① 法定後見制度

本人、家族などが家庭裁判所に申し立てを行い、後見人等が選定されます。

(※ 申立人が誰もいない場合は、市長が後見開始の審判等の請求ができることとなっています。)

区 分		本人の判断能力	援 助 者	後 見 報 酬
法定後見 制 度	後 見	全くない	成年後見人	報酬額は家庭裁判所が決定します。 (報酬を支払うことが困難な場合、市から助成を行っています。)
	保 佐	著しく不十分	保 佐 人	
	補 助	不十分	補 助 人	

#### ② 任意後見制度

本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備え、自分の生活や財産管理に関する事務などを本人の信頼がおける人に委託する契約（任意後見契約）を公証人役場で結びます。本人の判断能力が不十分となった場合は、家庭裁判所で後見人を監督する任意後見監督人を選任してもらう必要があります。

公証人役場	帯広公証人合同役場 ～ 西6条南6丁目 ソネビル3階 ☎ 22-6789
-------	---

### (3) 法定後見の相談・手続き先

「みまもーる」では、認知症、知的・精神障害などにより、判断能力が低下しても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、法定後見などに関する相談や助言、手続き等の支援を行います。

※ 申立者が誰もいない場合は、市長申立てとなり、(市) 地域福祉課が窓口となります。

相 談・ 手 続 き 先	(福) 帯広市社会福祉協議会 帯広市成年後見支援センター「みまもーる」 公園東町3丁目9-1 帯広市グリーンプラザ内 ☎ 20-3225
-----------------	--

## 1 1 ノーマライゼーションエリアの指定

ノーマライゼーションの理念を現実の生活に定着させるため、日常的に交流できる程度の地域をノーマライゼーションエリアとして指定しました。この中に「推進委員会」又は「推進協議会」を設置して、地域住民を主体にした交流事業や研修事業、啓発事業を行っています。

### ノーマライゼーションの理念

地域の中で、障害をもつ人ももたない人も、お年寄りも若い人も区別なくともに笑い、ともに語り、ともに歩いていくことのできる社会を作ること。

### 指定地区（4地区）

①大正地区

愛国町、大正町、大正本町、昭和町、幸福町、  
中島町、桜木町、以平町、泉町

②大空・南の森地区

③東部地区

④西帯広地区

## 1 2 保育料及び副食費の減免

市町村民税所得割課税額が77,101円未満で、世帯に障害児（者）がいる場合は、2号・3号認定こどもの保育料及び副食費が減免になる場合があります。

詳しくは下記の連絡先までお問い合わせください。

問 合 先

（市）こども課～ 市役所3階

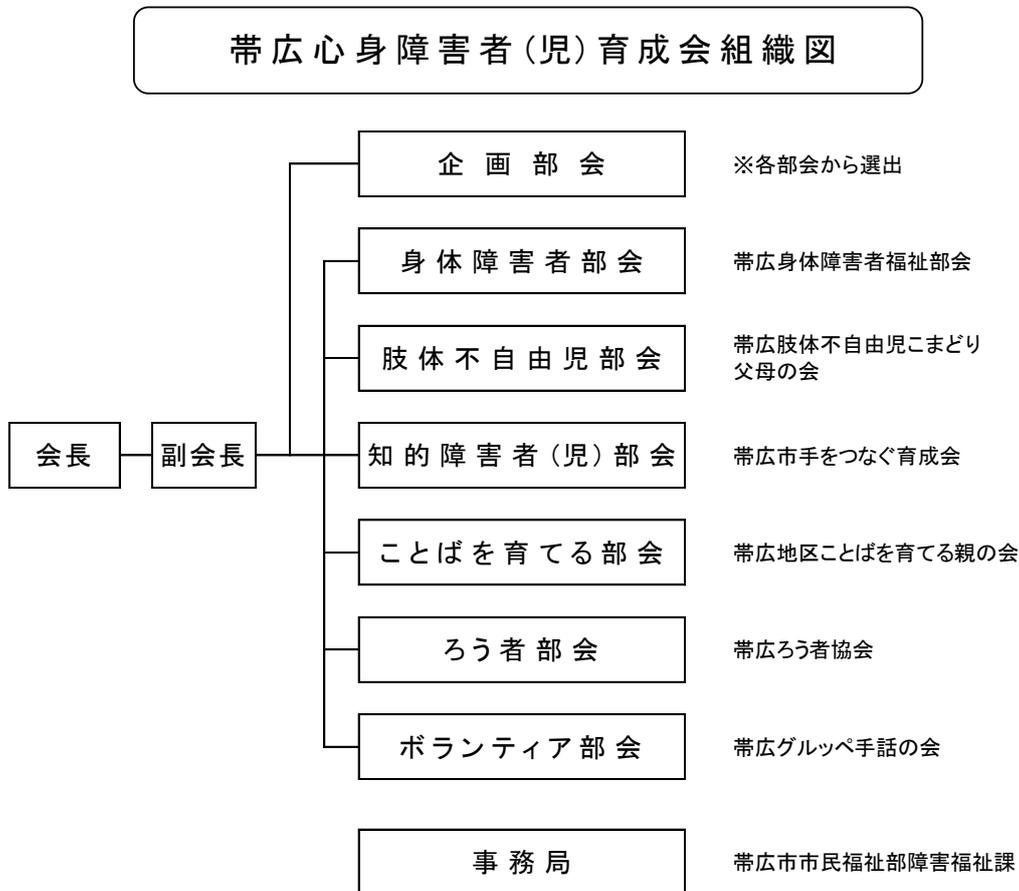
☎ 65-4158

# 1 6 障害者の団体

## 1 帯広心身障害者（児）育成会 （福祉団体）

市内の障害者に関する団体が、心身障害者（児）の福祉増進を図ることを目的に『帯広心身障害者（児）育成会』を組織しています。

「育成会だより」の発行、会員等の表彰、また帯広市等と共催で運動会、各種スポーツ教室等開催、研修会などの事業を行っています。



# 1 7 表 彰

## 1 帯広市自立心身障害者等表彰

帯広市では、心身障害を克服し自立更生した心身障害者の方、または心身障害者の方の自立更生に尽力された援護の功労者や団体を表彰しています。

## 2 帯広心身障害者（児）育成会表彰

帯広心身障害者（児）育成会でも同様の表彰を行っています。

これらの表彰式は、帯広市福祉大運動会の開会式にあわせて行っています。